

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会「ふくしのまちづくり応援グッズ」
貸出事業実施要綱

(令和2年11月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する物品および車両（以下「物品等」という。）を貸し出すことにより、地域での住民の生活を豊かにし、元気な生活を応援するとともに、様々な生活支援の一環とすることを目的とする。

(貸出しメニューおよび物品)

第2条 本会は、次の各号に掲げるメニューごとに、別表1に規定する物品等の貸出しを行う。

- (1) 地域における居場所・つながり・健康づくり
- (2) 福祉や防災にかかる学びの推進
- (3) 安全・安心の子育て&お出かけ・移動の応援
- (4) 助け合い・支え合い活動の応援

(貸出しの対象者および期間)

第3条 物品等の貸出しの対象者および期間は、別表2に規定するとおりとする。ただし、その他特に会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出しおよび返却の場所・時間)

第4条 物品等の貸出しおよび返却の場所は、彦根市社会福祉協議会とし、貸出しおよび返却の時間は、平日（祝日を除く）の8時30分から17時15分までとする。

(利用料等)

第5条 物品等の貸出しにかかる利用料は、無料とする。ただし、別表3に該当する場合は、この限りでない。

(利用手続)

第6条 物品等の貸出しを希望する者は、次の各号に規定する申請書等に必要事項を記入のうえ、別表4に規定する期日までに、会長へ提出しなければならない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 地域における居場所・つながり・健康づくり
サロンセット等貸出申請書（様式第1号）
- (2) 福祉や防災にかかる学びの推進
福祉学習・防災学習グッズ貸出申請書（様式第2号）
- (3) 安全・安心の子育て&お出かけ・移動の応援
 - ア 子育て応援グッズ貸出申請書兼誓約書（様式第3-1号）
 - イ 車いす貸出申請書（様式第3-2号）

ウ おたがいさんさん号貸出申請書兼誓約書（様式第 3-3 号）

(4) 助け合い・支え合い活動の応援

地域活動用車両「軽トラック（おたすけトラ）」貸出申請書兼誓約書（様式第 4 号）

2 会長は、前項の書類を受理したときは、速やかに貸出しの可否を決定するものとする。

（貸出し制限）

第 7 条 会長は、物品等の貸出しにあたり、次の各号に該当するときは、貸出しを制限することができる。

- (1) 物品等の利用が営利を目的とするとき
- (2) 年末年始等で本会職員が、物品等の管理ができないとき
- (3) その他貸出しを行うことが適当でないと認める行為が明らかであるとき

2 会長は、「おたがいさんさん号」および「軽トラック（おたすけトラ）」の貸出しを行う場合には、前項各号に加え、次の各号に該当するときは、貸出しを制限することができる。

- (1) 利用者が道路交通法により運転を制限されているとき
- (2) 車両を災害等その他緊急かつやむを得ない事由により供する必要が生じたとき

（遵守事項）

第 8 条 利用者は、安全と事故防止のため、次に掲げる遵守事項を守らなければならない。

- (1) 物品等を利用目的外に利用しないこと
- (2) 物品等を第三者へ転貸しないこと
- (3) 本会が指示する使用方法および物品等の取扱説明書の内容を守ること
- (4) 物品等の適切な保全に努めること
- (5) 物品等の清掃に努めること

2 「おたがいさんさん号」および「軽トラック（おたすけトラ）」の貸出しを受ける利用者は、前項各号に加え、次に掲げる遵守事項を守らなければならない。

- (1) 道路交通法等の法令を守ること
- (2) 申請書に記載した運転者以外の者は、運転しないこと
- (3) 事故が発生した場合は、人命尊重の立場から速やかに必要な処置をとるとともに、本会へ報告し、指示を受けること

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 12 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

別表1 (第2条関係)

メニュー	No.	貸出しする物品等	数量等
(1) 地域における居場所・ つながり・健康づくり	①	オセロゲーム	4セット
	②	カロム	1セット
	③	将棋	1セット
	④	囲碁	1セット
	⑤	しゃれかるた	2セット
	⑥	ことわざかるたと日本地図パズル	1セット
	⑦	百人一首	1セット
	⑧	せいかつかるた	1セット
	⑨	テーブルクロス	6枚
	⑩	トランプ	6セット
	⑪	キャッチ&チョコレート (カードゲーム)	1セット
	⑫	数字盤 (ボードゲーム)	2セット
	⑬	レシピ (カードゲーム)	1セット
	⑭	ハゲタカのえじき (カードゲーム)	1セット
	⑮	ラブレター (カードゲーム)	1セット
	⑯	大人のラジオ体操 (本)	1冊
	⑰	思い出のうたで高齢者イキイキ体操 (本)	1冊
	⑱	今治タオル体操 (本)	1冊
	⑲	音読で脳を鍛える名文365日 (本)	1冊
	⑳	やさしい大人の塗り絵 (本)	1冊
	㉑	脳が活性化する大人の漢字ドリル (本)	1冊
	㉒	脳活ドリル100日間 (本)	1冊
	㉓	歌集 No. 1・No. 2	1冊
	㉔	童謡・唱歌 ころこの歌	1冊
	㉕	唱歌	1冊
	㉖	ナンプレメイト・6段階で能力アップ (本)	1冊
	㉗	プロジェクター	1台
	㉘	スクリーン	1台
	㉙	上腕血圧計	4台
	㉚	非接触型体温計	5台
	㉛	ハンディメガホン	5台
(2) 福祉や防災にかかると 学びの推進	①	プロジェクター	1台
	②	スクリーン	1台
	③	マイクセット (ワイヤレス2本・スピーカー)	1セット
	④	車いす (福祉学習・体験用)	自走式 20台

			介助式	2台
(3)安全・安心の子育て&お出かけ・移動の応援	①	ベビーカー		2台
	②	チャイルドシート		2台
	③	車いす（外出支援用）	自走式	3台
			介助式	5台
			子ども用	2台
④	移動外出支援用車両「おたがいさんさん号」		1台	
(4)助け合い・支え合い活動の応援	①	地域活動用車両「軽トラック（おたすけトラ）」		1台

別表2（第3条関係）

メニュー	貸出しの対象	貸出しの期間
(1)地域における居場所・つながり・健康づくり	市内で、高齢者や子ども等が集うサロンやひろば、健康体操等の活動を行う団体 但し、非接触型体温計は、1団体につき1台とする。	2週間以内 ※但し、非接触型体温計については、5日以内
(2)福祉や防災にかかる学びの推進	市内で、福祉学習や防災学習を行う団体	2週間以内
(3)安全・安心の子育て&お出かけ・移動の応援	市内在住者（出産等の理由で帰省中の人を含む） ただし、おたがいさんさん号のみ、高齢や障害、出産等の理由により移動外出等が困難な個人およびそれらの支援を行う個人・団体	2週間以内 ただし、おたがいさんさん号のみ、原則1日以内
(4)助け合い・支え合い活動の応援	地域活動や防災訓練に取り組む自治会	原則1日以内

別表3（第5条関係）

メニュー	利用料を要する場合等			
(1)および(2)	利用料は、無料とする。 ただし、故意に物品等を破損または故障させた場合は、修理または買換え等に要する費用の負担を求める場合がある。			
(3)安全・安心の子育て&お出かけ・移動の応援	（おたがいさんさん号以外の利用の場合） 利用料は、無料とする。 ただし、故意に物品等を破損または故障させた場合は、修理または買換え等に要する費用の負担を求める場合がある。			
	（おたがいさんさん号の利用の場合） 通算距離に応じて、次表に規定する利用料を要する。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸出期間における通算距離</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 50km以内</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	貸出期間における通算距離	利用料	(1) 50km以内
貸出期間における通算距離	利用料			
(1) 50km以内	無料			

	<table border="1"> <tr> <td>(2) 50 k m以上 60 k m未満</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>(3) 60 k m以上</td> <td>(2)の利用料に、10 k mを超えるごとに 100 円を加算</td> </tr> </table> <p>また、利用中の事故等については、本会が加入している自動車損害賠償責任（強制）保険と、自動車（任意）保険の範囲内で対応するものとする。ただし、事故等による車両の損傷および毀損に対しては、利用者責任を基本とする。</p>	(2) 50 k m以上 60 k m未満	500 円	(3) 60 k m以上	(2)の利用料に、10 k mを超えるごとに 100 円を加算				
(2) 50 k m以上 60 k m未満	500 円								
(3) 60 k m以上	(2)の利用料に、10 k mを超えるごとに 100 円を加算								
(4) 助け合い・支え合い活動の応援	<p>通算距離に応じて、次表に規定する利用料を要する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸出期間における通算距離</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 50 k m以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>(2) 50 k m以上 60 k m未満</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>(3) 60 k m以上</td> <td>(2)の利用料に、10 k mを超えるごとに 100 円を加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、利用中の事故等については、本会が加入している自動車損害賠償責任（強制）保険と、自動車（任意）保険の範囲内で対応するものとする。ただし、事故等による車両の損傷および毀損に対しては、利用者責任を基本とする。</p>	貸出期間における通算距離	利用料	(1) 50 k m以内	無料	(2) 50 k m以上 60 k m未満	500 円	(3) 60 k m以上	(2)の利用料に、10 k mを超えるごとに 100 円を加算
貸出期間における通算距離	利用料								
(1) 50 k m以内	無料								
(2) 50 k m以上 60 k m未満	500 円								
(3) 60 k m以上	(2)の利用料に、10 k mを超えるごとに 100 円を加算								

別表 4（第 6 条関係）

メニュー	申請書等の提出期限
(1) 地域における居場所・つながり・健康づくり	使用日までに
(2) 福祉や防災にかかる学びの推進	使用日までに
(3) 安全・安心の子育て&お出かけ・移動の応援	使用日までに ただし、おたがいさんさん号は、使用日の 3 日前までに
(4) 助け合い・支え合い活動の応援	使用日の 3 日前までに